

答 申

第1 審査会の結論

長崎県知事(以下「実施機関」という。)が平成28年7月6日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った部分開示決定(以下「本件処分」という。)により不開示とした部分のうち、措置入院に関する診断書中「行政庁メモの一部」については実施機関職員の印影を除き開示すべきであるが、その他の部分を不開示としたことは妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求

請求人は、平成28年6月21日付けで、長崎県個人情報保護条例(平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。)第12条第1項の規定により、次の保有個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

- (1) 平成 年 月 日に中村法道知事が に対して行った措置入院処分の個人情報

2 公文書の特定

実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された公文書として、次の公文書を特定した。

- (1) 精神障害者調査書
- (2) 措置入院に関する診断書 2部

3 処分の概要

実施機関は、本件開示請求について条例第14条第1号、同条第3号又は同条第5号を根拠に本件処分を行い、請求人に通知した。不開示とした情報及び根拠は、次のとおりである。

- (1) 精神障害者調査書
 - ア 条例第14条第5号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 調査員職氏名
 - (イ) 調査対象者(保護者氏名、続柄、職業、保護者住所、生年月日・年齢、被保険者等の別)
 - (ウ) 申請・通報等に至った経過、問題行動等
別添「精神障害者等の保護に関する通知書」
 - (エ) 家族歴
 - (オ) 生育歴等

- (カ) 過去の入院歴等参考事項
- (キ) 最近の近況
- (ク) その他
- イ 条例第 14 条第 3 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 精神障害者に対する保健所長の意見
- (2) 措置入院に関する診断書 2 部
 - ア 条例第 14 条第 1 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 精神保健指定医氏名
 - イ 条例第 14 条第 3 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 病名
 - (イ) 生活歴及び現病歴
 - (ロ) 初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数
 - (ハ) 重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像
 - (ニ) 診察時の特記事項
 - ウ 条例第 14 条第 5 号を根拠に不開示とした情報
 - (ア) 診察に立ち会った者、職員氏名の一部
 - (イ) 行政庁メモの一部

4 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、実施機関は平成 28 年 9 月 12 日付けでこれを受理した。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、対象文書のすべての開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 開示しない部分及びその理由について、理由が理由になっていない部分が多い。
- (2) 「開示しない部分及びその理由」については、すべて個人に関するものである。
- (3) 不開示とした情報と県の業務との関連性が全く理解できない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書及び審査会における意見陳述において説明した不開示理由の内容は、おおむね次のとおりである。

1 精神障害者調査書

本公文書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号。以下「法」という。）第27条に基づき、精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察の要否を実施機関が判断するための調査書である。

- (1) 「調査員職氏名」、「調査対象者（保護者氏名、続柄、職業、保護者住所、生年月日・年齢、被保険者等の別）」、「申請・通報に至った経過、問題行動等」、「家族歴」、「生育歴等」、「過去の入院経過歴等参考事項」及び「最近の近況」について

これらの情報は、実施機関職員の氏名、実施機関が関係者等から聴取した情報及び本人の保護の任に当たっている者（以下「保護者」という。）に関する情報である。これらを開示した場合、請求人とこれらの者の間に亀裂が生じ、これらの者に対して苦情の申立てがなされることも考えられ、措置入院に係る事務に支障を来し、措置入院制度を運営していくための必要な協力や情報が得られなくなるおそれがある。

よって、開示することにより今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第14条第5号に該当するものとして不開示とした。

- (2) 「精神障害者に対する保健所長の意見」について

本情報は、指定医の診察の要否を判断するにあたっての実施機関（保健所長）の意見であり、評価情報である。これを開示した場合、実施機関が本人の問題行動や他機関から収集した率直な意見を記載しづらくなり、かかる事実から客観的に行うべき措置入院に係る診断の要否判定に支障を及ぼすおそれがある。

よって、開示することにより今後の措置入院業務における評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第14条第3号に該当するものとして不開示とした。

2 措置入院に関する診断書 2部

本公文書は、指定医2名が法第27条に基づき実施した措置入院のための診断において作成された診断書である。

- (1) 「精神保健指定医氏名」について

本情報は、指定医の氏名であり、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であることから、条例第14条第1号に該当するものとして不開示とした。

- (2) 「病名」、「生活歴及び現病歴」、「初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数」、「重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、

問題行動等、現在の状態像」及び「診察時の特記事項」について

これらの情報は、指定医の診断に基づいて記載された個人の診断における情報である。これらを開示した場合、診断内容への不満や誤解が生じ、請求人の病状に悪影響を及ぼすおそれがあり、また、請求人との亀裂を未然に避けるため、指定医が診断書等に正確な状況を記載するのに躊躇し、記載内容が形骸化するおそれがある。

よって、開示することにより今後の措置入院業務における評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 3 号に該当するものとして不開示とした。

(3) 「診察に立ち会った者、職員氏名の一部」及び「行政庁メモの一部」について

これらの情報は、実施機関職員の氏名及び診察に立ち会った者に関する情報である。これらを開示した場合、請求人とこれらの者の間に亀裂が生じ、これらの者に対して苦情の申立てがなされることも考えられ、措置入院に係る事務に支障を来し、措置入院制度を運営していくための必要な協力や情報が得られなくなるおそれがある。

よって、開示することにより今後の措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第 14 条第 5 号に該当するものとして不開示とした。

第 5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、個人情報データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県政の適正な運営に資することを目的として制定されたものであり、自己情報の開示請求にあつては、本人の個人情報について開示を原則とする理念のもと解釈及び運用されなければならない。

2 本件審査請求の対象となる公文書について

本件審査請求の対象となる公文書（以下「対象公文書」という。）は、実施機関が特定した公文書の全てであると認められる。

3 措置入院制度について

(1) 措置入院の手続は次のとおりである。

ア 法第 22 条から第 26 条の 3 の規定において、何人も精神障害者又はその疑いのある者について、指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事（以下「知事」という。）に申請することができることや、警察官は精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ（以下「自傷他害のおそれ」という。）が

あると認められる者について、知事への通報をしなければならないこと等が定められている。

イ 法第 27 条の規定において、知事は、前記アの申請、通報等があった者について調査し、必要があると認めるときは、指定医に診察をさせなければならないことが定められている。

ウ 法第 28 条の規定において、前記イの診察をさせるにあたって、保護者がいる場合には、あらかじめ、診察の日時及び場所をその者に通知しなければならないこと、後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者及び保護者は、当該診察に立ち会うことができることが定められている。

エ 法第 29 条の規定において、知事は、前記イの診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自傷他害のおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができ、また、この場合において、知事がその者を入院させるには、2 人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自傷他害のおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならないことが定められている。

(2) 対象公文書の性質について

対象公文書は、前記(1)の諸手続において作成されたものであり、次の性質を有すると認められる。

ア 措置入院は、医師が患者本人の求めにより行う診療とは異なり、医療及び保護のために入院させなければ自傷他害のおそれがあると認められる場合に、本人以外からの申請等を契機として手続が進められ、本人の意思にかかわらず公権力によって強制的に入院させる制度であることから、一般に、本人が当該措置に納得しない場合が想定される。

イ 前記アの性質上、措置入院の審査に際しては、極めて厳格かつ適正な手続を経ることが必要となり、これを担保するため、措置入院等の手続を行うにあたって作成される文書に記載される情報は、本人の意向にとらわれず、客観的かつ具体的で詳細な内容であることが要求され、高い秘匿性のもとに取り扱われることが必要とされるものである。

4 条例第 14 条各号の該当性について

以上を踏まえ、本審査会は、条例第 14 条各号の該当性について以下のとおり判断した。

(1) 条例第 14 条第 1 号を根拠に不開示とした情報

条例第 14 条第 1 号は、開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる

情報を不開示とする旨定めたとえ、同号ただし書きにおいて、次のアないしウのいずれかに該当する情報については、不開示とすべき情報から除外している。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

本号を根拠として不開示とした情報を実際に見分するに、前記第 4 の 2 (1)に記載の指定医の氏名がこれに該当するところ、これは開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報と認められ、同号ただし書きのいずれにも該当しないものと認められる。

よって、本情報を実施機関が不開示としたことは、妥当である。

(2) 条例第 14 条第 3 号を根拠に不開示とした情報

条例第 14 条第 3 号は、個人の評価、指導、診断、選考、試験等（以下「個人の評価等」という。）に関する情報であって、開示することにより当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることが定められている。

本号を根拠として不開示とした情報を実際に見分するに、前記第 4 の 1 (2)及び 2 (2)に記載の精神障害者に対する保健所長の意見、病名、生活歴及び現病歴、初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数、重大な問題行動、現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、診察時の特記事項が該当するところ、これらを開示した場合、実施機関（保健所長）が本人の問題行動や他機関から収集した率直な意見を記載しづらくなり、かかる事実から客観的に行うべき措置入院に係る診断の要否判定に支障を及ぼすこと及び本人との軋轢を未然に避けるため指定医が診断書に正確な状況を記載するのに躊躇し、記載内容が形骸化することが考えられ、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本情報は本号に該当し、これを実施機関が不開示としたことは妥当である。

(3) 条例第 14 条第 5 号を根拠に不開示とした情報

条例第 14 条第 5 号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することに

より、次のアないしウに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めている。

ア 監査、検査又は取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

本号を根拠として不開示とした情報を実際に見分するに、前記第4の1(1)及び2(3)に記載の調査員職氏名、調査対象者(保護者氏名、続柄、職業、保護者住所、生年月日・年齢、被保険者等の別)、申請・通報に至った経過、問題行動等、家族歴、生育歴等、過去の入院経過歴等参考事項、最近の近況、診察に立ち会った者、職員氏名の一部、行政庁メモの一部が該当するところ、そのうち「行政庁メモの一部」を除く情報については、これを開示した場合、入院措置に不満を持つ本人とこれらの者の間に軋轢が生じ、これらの者に対して苦情の申立てがなされ、措置入院制度を運営していくための必要な協力や情報が得られなくなることが考えられ、措置入院事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

他方、「行政庁メモの一部」については、そのうちの実施機関職員の印影については、これを開示した場合、措置入院事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるが、その余については、これを開示しても措置入院事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないから、これを不開示とする合理的理由は認めることができない。

よって、措置入院に関する診断書中「行政庁メモの一部」の実施機関職員の印影を除く部分については、本号に該当せず開示すべきであるが、その余の不開示部分については本号に該当することから、これを実施機関が不開示としたことは妥当である。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記第1のとおり判断する。

審査会の審査経過

| 年月日 | 審査経過 |
|-------------------|--------------|
| 平成 28 年 10 月 12 日 | 実施機関から諮問書を受理 |
| 平成 28 年 11 月 29 日 | 審査会（審査） |
| 平成 29 年 1 月 23 日 | 審査会（審査） |
| 平成 29 年 2 月 2 日 | 答申 |

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

| 氏名 | 役職 | 備考 |
|--------|-------------------|----|
| 堀江 憲二 | 弁護士 | 会長 |
| 阿部 律子 | 長崎県立大学地域創造学部教授 | |
| 小林 透 | 長崎大学大学院工学研究科教授 | |
| 長尾 久美子 | 長崎女子短期大学生生活創造学科教授 | |
| 武藤 智浩 | 弁護士 | |